

国民健康保険

保険証の定期更新

現在持っている国民健康保険被保険者証(以下、保険証)の有効期限は、7月31日(火)です。7月下旬に新しい保険証(うぐいす色)を送付します。

簡易書留での郵送や窓口での交付を希望する人は7月11日(水)までに保険健康課保険業務係または各支所市民保険係にお問い合わせください。

■ 保険証表面

愛媛県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成〇年〇月〇日
記号番号 氏名 〇〇 〇〇 性別 ○	
生年月日 平成〇年〇月〇日	
適用開始年月日 平成〇年〇月〇日	
交付年月日 平成〇年〇月〇日	
世帯主名 〇〇 〇〇	
住	
保険者番号	交付者名 宇和島市

【高齢受給者証一体型】※70歳以上

愛媛県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成〇年〇月〇日 高齢受給者【2割】 発効期日
記号番号 氏名 〇〇 〇〇 性別 ○	
生年月日 平成〇年〇月〇日	
適用開始年月日 平成〇年〇月〇日	
交付年月日 平成〇年〇月〇日	
世帯主名 〇〇 〇〇	
住	
保険者番号	交付者名 宇和島市

■ 保険証裏面

注意事項1. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。

2. 被保険者の資格がなくなったとき(他保険への加入等)には、直ちにこの証を宇和島市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を返してください。

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した状態のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

<1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。>

【特記欄】
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

※画像は見本です。

国民健康保険の手続きには
マイナンバー(個人番号)が必要です



届出などを窓口で提出するときには、「世帯主と対象者全員分の個人番号確認書類(個人番号カード、通知カードなど)」と「窓口に来る人の本人確認書類」を持参ください。

別世帯の人が窓口に来るときは、任意代理人の人は委任状を、法定代理人の人は戸籍謄本などその資格を証明する書類を持参ください。



マイナちゃん

【本人確認書類】官公署などの発行する顔写真が入ったものは1点、顔写真が入っていないものは2点の提示が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

■ 臓器提供意思表示欄

臓器提供に対する自分の意思表示ができるように、保険証の裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。臓器提供意思表示欄の記入は任意です。

詳しくは、定期更新時に送付するパンフレットをご覧ください。

【注意事項】

- ▶ 臓器提供意思表示欄の記入の有無により、受けられる医療内容に違いが生じることはありません。
- ▶ 油性のペンで記入ください。記載内容を隠すための保護シールが必要な人は、保険健康課保険業務係または各支所市民保険係の窓口へ。
- ▶ 記入後、内容を変更したいときは二重線を引くなどして、新たな意思を記入ください。

【問合先】 保険健康課保険業務係 ☎24 - 1111内線2134・2180

後期高齢者医療制度

現在の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下減認証)の有効期限は、7月31日(火)までです。

■限度額適用・標準負担額減額認定証

現在保有していて、要件を満たしている人には、保険証と一緒に郵送します。新規交付についてや、長期入院該当の減認証が必要な人は、お問い合わせください。

■保険証

8月1日から、新しい保険証(薄桃色)に変わります。7月下旬に郵送します。簡易書留を希望する人は7月11日(水)までにお問い合わせください。

保険証が届いたら、住所、氏名、一部負担割合などを必ず確認ください。8月以降に75歳となる人は、誕生日の前月に郵送します。

【対象】 75歳以上の人。65歳から74歳の一定の障がいがある人で、本人の申請により、県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

【一部負担割合】 1割または3割(平成29年中の所得によって決定)

保険料額決定通知書

平成30年度分を7月下旬に送付します。前年度と納付方法が変更になった人もいたので通知書を必ずご確認ください。詳しくは、保険証と一緒に送付する「制度のご案内」をご覧ください。

【保険料(限度額62万円)】

前年の所得に応じます。

1人ひとりに等しくかかります。

均等割額
46,374円



所得割額
基礎控除額(33万円)後の前年の総所得金額等の8.78%

※加入する前日に会社の健康保険などで被扶養者だった場合、世帯の所得に応じて軽減される場合があります。

高額療養費

8月から、70歳以上の人の高額療養費の上限額が変わります。上限額は、所得に応じて決まっています。

所得区分が「現役並み」I、IIの人についても、限度額適用認定証の交付が始まります。

詳しくは、お問い合わせください。

【8月からの高額療養費上限額】

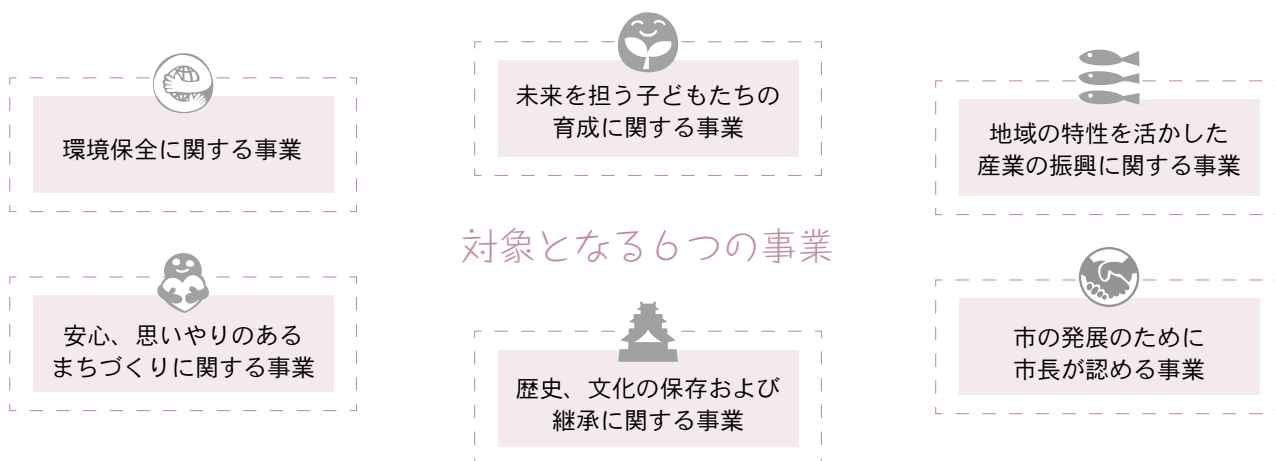
所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	Ⅲ課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回:140,100円>	
	Ⅱ課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回:93,000円>	
	Ⅰ課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回:44,400円>	
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限:144,000円)	変更なし

※過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

【問合先】 保険健康課後期高齢者医療係 ☎24-1111内線2181・2187

ふるさと uwajima 応援事業の提案を募集します

市では、全国から寄せられたふるさと uwajima 応援寄附金を「ふるさと uwajima 応援基金」として積み立てています。この基金を活用し、市内で活動する民間団体などが平成31年度に実施する事業に対し、補助金を交付します。



対象となる6つの事業

応募できる団体（事業主体）

- ▶ 自治会などのコミュニティ団体
- ▶ 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合などの産業経済団体
- ▶ 文化協会、体育協会などの文化スポーツ団体
- ▶ 地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、実行委員会、協議会など

補助率および補助限度額

- ▶ 補助率：補助対象経費の5分の4以内
- ▶ 補助限度額：500万円

審査の流れ

- 1 次審査：提案された事業は「ふるさと uwajima 応援事業」の趣旨に沿っているかなどを審査し、事業担当課を選定します。

事業の提案者は、選定された事業担当課のアドバイスを受けながら提案を具体化させます。

- 2 次審査：提案者本人によるプレゼンテーション

- 3 事業の認定：2次審査で採用された事業に対し補助金を交付することを決定します。

対象とならない事業

- ▶ 特定の個人・法人の利益増進など公益性を有しない事業
- ▶ 各種施設の運営・維持管理などの事業
- ▶ 過去に本補助金を活用した事業
- ▶ 市長が適当でないと認める事業

【募集期間】 9月28日(金)までに申請書、収支予算書(市長公室で配布または、市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入して、郵送、FAXまたはEメールで提出してください。

【応募・問合せ先】 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 市長公室シティセールス推進係(ふるさと納税担当) ☎24-1111内線2415 FAX24-1121 ✉koshitsu@city.uwajima.lg.jp